

FIG の Article of the Month – January 2010 に掲載された FIG 副会長であるマレーシアのチーハイ・テオ氏による論文「Building the Capacity : Professionalism and Ethics, by CheeHai TEO , Malaysia」を翻訳して紹介します。

真の専門家たるべき資質の確立：専門家としての能力と倫理

チーハイ・テオ

(この文書は、2009年10月19~22日にベトナムのハノイで開催された第7回 FIG 地域協議会において基調報告として提出されたものである。パワーポイントで見るとは、
http://www.fig.net/pub/vietnam/ppt/ps03/ps03_teo_ppt_3765.pdf.)

「信頼は、正直であること、名誉を重んじること、責務を完璧に果たすこと、保護すべきを最後まで守ること、そして公平無私に行動することによって育まれていくものである。」(フランクリン・ルーズベルト)

1. はじめに

2004年5月23日に FIG 総会で採択されたように、「測量者の職分」について FIG の定義は、「測量者は、相応の学術的および技術な能力を有する専門家である云々」という文言で始まる。このことは既に、1998年 FIG 会報 Nr.17 の「業務行為の倫理原則と模範規約に関する声明」において、次のように述べられていることから当然のことである。

「専門家が一般人と異なるのは、以下のようないくつかの特質、すなわち、

- ・ 教育と訓練により、専門的な知的能力を修得していること、
- ・ 顧客と雇用主に対する義務だけでなく社会に対しても義務を果たしていること、
- ・ 本質的に客観的な判断ができること、
- ・ 自らの業務を高度な水準の活動にまで高めることが出来ること

を有しているからである。」

このことは、専門家とは学識と技術を併せ持ち、その専門業務、義務、責任を十分に果たせる人であるという従来からの考え方と同じである。今日においても、専門家には、一般人以上の責任を果たすことが期待されている。何故なら、専門家は一般人以上の知識と技術を有し、見識ある決定や判断が出来る能力と可能性を持っているからである。これにより専門家には社会的な権威と地位が与えられ、敬意と報酬が与えられる。こうして専門家は一般人から信頼と信用を得るのである。

この信頼と信用は、専門家には全て社会、経済、環境に対する責任についてのその業務の信条と価値観を示す宣誓あるいは業務規約に従うという一面があるからともいえる。法的管轄下にある多くの分野では、この業務規約こそが業務管理の骨格をなしている。

測量業も例外ではない。FIG は各国の測量者連盟に対して、業務規約の制定は各国の業団体の責任において行われるが、どの国の法律にも含まれるべき重要事項となる倫理原則と業務の模範規約の策定に協力する用意があると表明している (FIG 会報 Nr.17)。

当期 (2007~2010) の FIG 協議会は「包括的能力の向上」を目標としており、専門家としての自覚と誠実な業務の推進は従来 FIG の活動にも当期の協議会の方針とも整合するものである。今日再び、従来活動の成果を高め、測量者としての職務と倫理に関して

議論し熟考することが必要と思われる。そのような努力をすべき理由がいまや十分にあるからである。

2. 対象は一般の人々

最近の FIG の多くのシンポジウム、会議、作業部会では、管理や包括的能力といった言葉がキーワードに使われているが、それら全てに繋がるものとなるものとして重要視されるようになってきているのは、工程や過程ではなく、一般の人々である。第 7 回 FIG 地域会議ではこのような視点に立って、「一般の人々に対する貢献」をそのテーマに組み入れている。専門家は、尽くすべき対象は自分たちの組織ではなく一般の人々であること、そして、このことを総括してハノイ地域会議の開会式でケイス・ベル氏が述べた「正しいことをせよ。」ということをよく理解しなければならない。

3. 不運な人々

ケッツァーナ台風の進路下の住民達は甚大な被害を被った。2009 年 9 月 23 日に発生し 9 月 30 日に消滅したケッツァーナ台風（台風 16 号）は最大風速約 46m/s に達し、一週間の内に約 500 人が犠牲となり、さらに 500 ～ 600 人が負傷するとともに何千人もが家を失い、被害額は約 70 億ドルと推定されている。その破壊的進路は、フィリピン、中国、ベトナム、ラオス、カンボジアからタイにまで跨っている。

2009 年 9 月 30 日インドネシアで発生したパダン地震では、1200 人以上が犠牲となり、被害は広範囲に及んで悲惨な光景を呈した。2009 年 10 月 12 日のタイム誌はこの自然災害を取り上げ、「自然災害は、ほとんどいつも命を奪い痛ましい爪痕を残す。しかもその発生は偶然であるから、助かるか助からないかは運次第だ。」と述べている。このタイム誌の記者によれば、ケッツァーナ台風やパダン地震で亡くなった人達は、単に運が悪かっただけということになるのである。

2008 年 1 月 24 日のイーブニング・スタンダード紙は「世界最大の銀行被害」の見出しで、フランス第 2 の大手銀行ソシエテ・ジェネラルが全くの素人並み詐欺取引で総額 49 億ドルもの損失をしたと報じた。同紙によればまた、2007 年から 2008 年早期にかけて先物取引業者が巧妙な架空取引で投資家達を欺いた。英国の最も古い銀行の一つであるバリングス銀行は、巧妙な詐欺師であったニック・リーソンによる東京株式市場先物取引で 8 億 6 千万ポンドの損害を出して 1995 に破産した。

しかし、これらの自然災害やバリングス銀行の破産などが「人為的災害」であることは明らかであり、不正やルール無視の独りよがりの行動が多くの茫然自失するほどの甚大な自然災害をもたらしたのである。

周知の通り、2008 年 9 月の崩壊といわれる米国のサブプライムローン業界の破産に端を発した世界的金融経済危機は米国国内に止まらず世界に未曾有の被害をもたらした。今日米国では失業率が 10%に達している。簡単に言えば、十人に一人の大人が失業しているのである。啞然とする数字である。生涯の貯蓄が一瞬にして無に帰してしまった人もいるといわれている。

リーマン・ブラザーズ社のことはもはや過去のことになってしまった。1850 年創立のこの会社は、26,000 人を越える社員を抱えて 2008 年 9 月 15 日倒産した。投資信託の業務

が専門家によって運営されていたにも拘わらずである。

これらウォール街の専門家を頼り信頼していた人達をはじめ多くの人々が、「何が起こったのか。」「専門家集団の会社にいったい何が起こったのか。」「金融専門家とその管理者の過ちだ。」「管理者も専門家ではないのか。」「規制するものがなかったのか。」「このような大規模な過ちを防止すべき規制措置がどうして機能しなかったのか。」などと疑問を抱いたのはもっともなことである。規制に欠陥があったのか。金融専門家が従うべき「専門業務と業務倫理についての規約」はなかったのか。仮にあったとしても、欠陥規約だったのか。

つい最近、米国のピッツバーグで開かれた G20 首脳会議では、回復途上の金融企業に対して厳しい規制を課すことで各国の認識が一致した。

これまでよりもひどいと多くの人々が感じているこの世界的な不況により、専門家、とりわけ、銀行や金融の専門家の行動が注視されるようになった。一般人よりも豊富な知識と訓練を有し、適切な決定や判断を下せると頼りにされ、一般人から信頼され信用される専門家に対して厳しい目が向けられているのである。

現在の世界的不況について、多くの方はこれまでにない経験をしたものの回復に向かっていると云うが、その道のりは長く厳しいという見方が一般的である。この厳しい経済状況では、市場で生き残っていくことすら難しいのであるから規則や専門家としての自覚あるいは倫理などを気にしてはられないと言う専門家も多い。難しい綱渡りのようなものだからやむを得ないのだと言うが果たしてそうなのだろうか。

4. 測量者：土地、財産、建設の専門家

このようなときに、ニュージーランド不動産業法 2008 が 2009 年 11 月に施行されたのは果たして偶然の一致なのだろうか。ニュージーランド・ウィークエンド・ヘラルド紙のこれに関連する見出しには、「カウボーイ達を現行犯逮捕。法を無視する不動産業者のために境界杭を設置。」。そしてまた、「不動産業界はさらに詳しい調査を歓迎」とある。その記事の冒頭部分によれば、「不正をはたらく不動産業者の記事はあふれている。家を売買する人の中には、信頼していた業者に何年もの間お金をだまし取られている例もある。」とのことである。

これらのことから、いまや専門業者に対する「信用の失墜」が広がっているといえる。専門業に対する法規はこれまでもあったが、社会の要望に応えるため、より厳しい不動産業法 2008 が 2009 年 11 月から施行されることになった。

1976 年からの旧法と新法との主な違いは次の通りである。

- a. 新法は顧客重視と懲戒処分を含むきめ細かいものとなっている。
- b. 不動産業監督庁が認可、苦情調査、懲戒処分を統括し、情報公開を行う。
- c. 補償金額を 10 万ニュージーランドドルにまで引き上げる。
- d. 従業員を含めて過去 3 年間にまでさかのぼって懲戒処分の有無を記録した業者名簿の設置と公開
- e. 業者のニュージーランド不動産業協会への加入は任意でよいことになった。

また、記事によれば、「1976 年の旧法との大きな違いの一つは、旧法では顧客が個々の不服申し立てや懲戒処分の過程に直接関与できなかったのに対して、新法では 2009 年 11

月 17 日から業界の内部処理にゆだねるのはなく業界に左右されない機関に告訴出来るようになった。」、さらに追い打ちを掛けるように、「はっきりしたことは、不正業者を懲戒すべきニュージーランド不動産協会が、その役割を果たさず、あたかも仲間の面倒をみているようなものだった。」ということである。

ニュージーランド・ウィークエンド・ヘラルド紙の一連の記事から 10 日後、2009 年 10 月 5 日月曜日、ストレイツ・タイムス・オブ・シンガポール紙の第一面に次のような記事が掲載された。「不動産を規制化！シンガポール政府は、業界のレベル向上の社会的要請に応じて不動産業者の規制案策定を急ぐべく動き出した。その案では、苦情処理センターを含む第三者機関を設立し、資格認定試験を必須として、認可された業者はデータベースに登録され第三者機関の監視を受けることになる。」

シンガポールの不動産業界には二つの業団体があるが、新しい規制案では、それらの従来の役割はもはや無用のものになると見られている。

業界の職業意識と倫理の向上を図るため、法規制を実施しようとしている国もあれば、その導入を計画している国もある。いずれの場合も、業組織および専門業務と倫理に係る従来の規制には多くの弱点あるいは欠陥もあることを示している。専門家そしてその業団体は、一般人の利益を守る能力さらには意思に欠け、悪質な同業者を処分するのに消極的であると見なされていたのである。土地、不動産、建設の専門家である測量者は、一般の人々以上の知識と技術を持っているのであり、だからこそ適切な決定と判断ができるのだと評価されるようであればならない。

5. 専門家としての行い

専門家の多くは業団体に所属しているが、そのことはとりもなおさず団体が決めている専門家としての行動規約に従っているということである。行動規約には、経済、社会、環境に対する責務についての専門家の信条、対応、決意、重要性が示されている。これらの規約は、個々の専門家達が分かち合う決意、自覚、責任感を総括したものである。これらの規約の多くは、専門業を管理する規則の一部となっている。

しかし、一般の人は、専門家の行動規約がこの一年の間に目の当たりにしてきた人為的な大規模経済災害を防げたのかと疑問に思っていることであろう。豊富な知識と経験を持つ専門家による信頼できるサービスや確かなアドバイスはもはや当てに出来なくなってしまったのだろうか。10 日間の内に二つの国で不動産を取り締まる新しい規制を導入する必要に迫られる事態が生じているのである。

一般の人が「豊富な知識と経験を持ち、社会的地位も高く、収入も良い専門家たるものが一体どうなってしまったのか。」と疑問に思うのも当然といえる。

6. 包括的能力とプロ意識の確立

1998 年の国連開発プログラムによれば、「包括的能力とは、個人または組織あるいはその連合体が、その機能を効果的、効率的そして持続的に発揮できる能力である。」とされている。市場において、包括的能力の育成は専門業の開発と促進に携わるものにとって大いに重要であり、人的資源の向上、組織間の信用と協力の向上、代理店や投資家の強化、ネットワークや協力活動の構築にも深く関わっている。専門家達は益々、一般の人達のこ

とを中心に考えるようになってきている。ASEAN 地域についてみれば、ASEAN 測量資格相互認定枠組み協定のもとに、測量専門家に対して、専門家としての自覚と倫理にかなった行動が要求されている。このように、専門家的かつ倫理的行動の規制は不可避なものとなっている。

測量の専門家を教育、訓練し育成する過程における以外にも、専門家意識、卓越意識、倫理観を教え込むことは、人的資源の向上を計るうえで当然すぎるほどに重要なことである。従って、これら多くの訓練、学習、包括的能力育成プログラムに専門家意識、卓越意識、倫理観を当事者達に教え込めるようになってきているかを確認しておくことが大切である。

現在の世界的な経済不況により、商業や金融の分野だけでなく経済、社会のあらゆる領域で頼りにされ信頼されてきた専門家に厳しい目が向けられている。訓練、学習、包括的能力育成のときに専門家意識、卓越意識、倫理観をたたき込んでおくことが義務化されていけば、昨今の金融業界の人為的な災害を防ぐのに多分役立ったのではないかと思われる。

2005 年に「ウォール街では多くの人が、銀行員の大多数は真面目であるがそこからはみ出す度合いに応じて報酬が左右され得るのも承知の上だといっている。一つか二つの銀行取引から一人仕事で何百万ドルもの利益を稼ぎ出せば、ときにはその振る舞いに極めて大きな影響を与えてしまうことがある。」(ロスチャイルド・ノースアメリカ社最高経営責任者ジェラルド・ローゼンフェルト。2005 年ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニー社の記事より)とある。

この 2005 年に既にウォール街の著名人数名が弁護士や学者達とともに、企業の合併や株投資の専門家が自らを規制できる規約作りの可能性を探るときに来ていると考えている。検討されていた規約は、医学生に課せられる「ヒポクラテスの誓い」に似たもので、学校で教えられ、さらに額に入れて事務所に掲示されて、倫理に関わる事態に直面したとき思い起こさせようとするものであった。そのような規約が作られていたとしても 2008 年の金融崩壊災害の規模あるいは深刻さを軽減できたかどうかは判断に迷うところである。投資銀行業の規制はやっかいな領域といわれているからである。しかも、ウォール街のもともと懐疑的な人達によれば、どの銀行にもそれぞれの倫理規定が掲示されていたというのである。エネルギー取引業のエンロン株式会社では倫理規定は作られていたが周知のようにそれは無視され倒産に至ったのである。(2005 年ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニー社の記事より)

(ウォール街における構想)

「制定されるべき規約には、誰に対して責任を負うか、そして、自らと顧客及び管理者との間で優先すべきは何かという基本原則を明記しておかねばならない。銀行家の利得処理の原則、顧客と同業者との対応ガイドライン、社会全体に対する義務の十分な認識も含むべきものである。その規約は、企業内で常に周知されるべき重要なものである。とにもかくにも当然のこととして直感的に理解されなければならない。」

(2005 年ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニー社の記事より)

(FIG 会報第 17 号)

「専門家としての測量者は倫理的責任は社会、顧客、雇用主、同僚そして雇用者にも及ぶということを理解しておかねばならない。これに基づきさらに誠実、公平、注意と努力、責任感の必要性を承知しておくことが必要である。これらのことを次のようにして高め、推進して行かねばならない。

- ・測量界の継続的發展に参加し支えること。
- ・誠実にそして分を越えずに仕事をするこ
- ・専門能力を社会の發展と人々の財産管理に

FIG 会報第 17 号では次のように四つの基本原則を提示している。

誠実

測量者は、
(a) 直接あるいは間接に接する人には至上の誠心誠意を以て当たること。
(b) 全てのデータは正確且つ入念に測定、記録、判断し、それらに基づく客観的なアドバイスを提供すること。

公平無私

測量者は、
(a) 法に従い精力的且つ忠実にその業務に尽くすこと。
(b) 目的から逸脱することなく、他の組織や人達に対する偏見や感情に左右されずに顧客と雇用主に公平なアドバイスを提供すること。

注意力と能力

測量者は、
(a) 測量技術の發展に相応した知識と技術を常に有し、その専門能力を社会のために役立てること。
(b) 自らの専門能力の範囲において完遂可能な仕事のみを請け負うこと。
(c) 業務の遂行に当たっては細心の注意を払うこと。

義務

測量者は、
(a) 現在及び過去の顧客や雇用主のことに法的に要請されない限り秘密を厳守すること。
(b) 利害の衝突は避けること。
(c) 業務の遂行にあたっては環境についても配慮すること。
(d) 顧客や雇用主から求められ仕事であっても社会の公益に反することは避けること。
(e) 仕事には可能な限りの最善を尽くし、関連するすべて人や組織の権利を尊重すること。

FIG は、所有権と土地取引の安定と安全を図るための測量と行政の国家的システムの企画、構築、管理のための広範な能力の育成に鍵となる重要な役割を果たしている。これらのシステムは、持続的な発展と経済的所有権的保全を支える施策と管理戦略を実施するための基盤となるものである。これに関して言えば、国際的な協力機関、政府と公的組織、市場の会社や団体、地域的広域的な社会、一般の人々を含む全ての利害関係者が、経済的所有権的安全、確かな提言、十分に信頼できる仕事、道徳的倫理的に優れていることを望んでいる。FIG においては、これらの要望に応えるべきであり、昨今の厳しい経済状況下で確実性、信頼性、倫理性を確立するための核心的で重要な役割を果たさねばならない。FIG のこの役割と責任は、包括的能力と社会奉仕に焦点を当てて幅広く議論をしているのであるから当然のことであり、他では出来ないことである。

規約は、正しいことをしようとする者にとって不正に直面したとき解決策を見いだすのに強力な手助けになると思われる。

7. 規約の更新

規約はいつの時代にも通じる基本原則を含んでいるとはいうものの、時代に整合するように見直しと更新が必要である。「専門家としての行動に関する倫理原則と模範規約についての声明」が公表されてから約 12 年が経っている。ヨーロッパ測地測量技術者評議会 (CLGE) はその会員に共通して適用されるヨーロッパ規約の策定を完了した。

規約の更新に際してはその表現に慎重を期すことが望まれる。そうはいつても、専門家の評判と立場が大きな打撃を被っているときには、測量界が規約を見直して更新するのは時宜を得たことである。社会は確かな情報を求めている。併せて、信頼できる行い、技術的に裏付けされたサービス、可能な限り高レベルの仕事と倫理にかなった振る舞いが求められているのである。

8. 所見

各国の測量者団体は、規約更新について、また、その規約が今日だけでなく将来にわたってどのようであるべきか について意見交換を始めるべきである。規約に明記されるべき原則はいつの時代にも通用するようにしておくことが望まれるが、実際には、いつの時代にも通用するようにするといつても多少は明確には表現できない部分もある。しかし、少なくとも、更新された原則と規約がどのようであっても常に見直していけばどの時代に適用させることができるはずである。

既に述べたように、規約の更新に当たっては、十分に検討し、表現にも留意することが必要である。例えば、測量者は自らはさておき社会の利益を最優先すべきであるというような規定があったとする。このような場合、その規約の原則が分かるように、責務と優先事項について記載されている必要がある。それらには、様々な関係、すなわち、自分自身を含めて、顧客、自分の管理者（もしあれば）、業界、社会などとの関係について考慮されていなければならない。処分についての取り決めも含めて利害トラブルを処理できるようにしておくことが規約にとって重要なことである。規約には行動規範や社会全体そして環境に対する義務を承知しておくべきことも含めておくべきである。専門家は、一般の人々はその振るまい、活動、業務に期待していることを忘れてはならない。

規約と併せて、適切、迅速、効果的で独立性のある公平な不服審査と処分裁定の仕組みについても定めておくことが必要である。ある国において実際にあったことであるが、規約とそれに伴う処分システムが一般大衆や政治家から、骨抜き、さらには、仲間同士の助け合いのものだと見なされたとき、その規約と専門家は全く評価されなくなってしまう。不服審査と処分裁定の仕組みがどのようなものであっても、一般大衆や政治家だけでなく専門家も含めて全ての関係者に信頼されるようなものでなければならない。そしてまた、公平で独立性があつて頼りがいがあり効果的でなければならない。

さらに大切なことは、この更新された規約がごく当たり前のことと思えるほどに、今すぐでなくとも次世代の測量者が倫理に関することに出会ったとき毅然と正しく行動できるように教え込まねばならない。原則と規約はその組織の中に完全に浸透されねばならない。

更新された規約の趣旨は、計画、実行される様々のプログラム、システム、プロセスに十分に反映されねばならない。更新された規約は専門家の間だけでなく、専門家としての優れた技術的倫理的行動を享受してくれるであろう協力者や関係者に周知されねばならない。利害関係者、特に、共同出資者や一般社会にも進捗に相まって情報が提供されねばならない。このことは、今日の時代に是非とも必要であり、それによって専門家としての立場がさらに高められ向上していくのである。

測量者はこれから先も巧みに測り正確に測ることができるのであるから、専門家の将来は如何に巧みに測り如何に正確に測るかということにあるのではない。運営と管理における効率性、卓越性、倫理性が重要になってくるのである。2004年10月ジャカルタで開催された地域会議における報告の最後に私は、専門業は高い評価が得られるようにそして選良業種たるべきを目指していくことが必要であると提言した。選良業種として、意欲を持ち、研鑽し、誘惑に負けることなく正義を行う固い決意を持つことが大切である。

米国財務相ティモシー・ガイトナーが仏国財務相クリスチヌ・ラガルデのことを次のように評している。「彼女は国際的な基準をより一層堅持し、最下位ではなく先頭を目指したレースを確実なものにしている。」

技術的、道徳的、倫理的に優れていることが選良業種として最下位ではなく先頭への道を確認なものとしてくれるのである。

参考文献

- "A Code of Conduct for European Surveyors". Council of European Geodetic Surveyors, www.clge.eu/news/index/22,2009
- "Briefing: Manila- After The Flood", Time Magazine, October 12, 2009 Edition
- "Capacity Development". United Nations Development Program (1998), www.undp.org/capacity, 2009
- Cheam, Jessica. "Property Agents to be Regulated, Straits Times of Singapore, (5th October, 2009 Edition)
- Clement, Diana. "The New Law : Legislation Rules Out The Rogue Element", New Zealand's Weekend Herald (26th September 2009 Edition)
- "Ethical Code", Wikipedia, The Free Encyclopedia, en.wikipedia.org/wiki/Ethical_code, 2009

- "FIG Definition of the 'Functions of the Surveyor", International Federation of Surveyors, www.fig.net/general/definition.pdf, 2004
- "Introducing Philosophy II: Ethics". www.galilean-library.org/manuscript.php?postid=43789, 2009
- MacLennan, Catriona. "The New Law : Old Ways Ready for an Upset", New Zealand's Weekend Herald (26th September 2009 Edition)
- MacLennan, Catriona. "The New Law : Tougher Regime More Transparent", New Zealand's Weekend Herald (26th September 2009 Edition)
- Prynne, Jonathan & Allen, Peter. "Trader loses £ 3.6bn... and causes crash", London Evening Standard, 24th January 2008, www.thisislondon.co.uk/standard/article-23433993-trader-loses-36bn-and-causes-crash, 2009
- Southern, Daniel & Petersen, Eugene. "The Message of Leadership", Navpress, 2005
- "Statement of Ethical Principles and Model Code of Professional Conduct", FIG Publication Number 17, International Federation of Surveyors, www.fig.net/pub/figpub/pub17.htm, 1998
- "The Long Climb: A Special Report on the World Economy", The Economist, October 3rd-9th, 2009 Edition
- "The New Law: Industry Heads Give the Act A General Nod of Approval", New Zealand's Weekend Herald (26th September 2009 Edition)
- "The Time 100 Most Influential People", Times Magazine, May, 11 2009 Edition
- "Typhoon Ketsana (2009)", Wikipedia, The Free Encyclopedia, [en.wikipedia.org/wiki/Typhoon_Ketsana_\(2009\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Typhoon_Ketsana_(2009)), 2009
- Wade, Robert. "The Failure of Financial Regulation", The New Zealand Herald, April 17, 2009, www.nzherald.co.nz/business, 2009
- Zoher Abdoolcarim, "Briefing: The Moment-9/30/09 Padang", Time Magazine, October 12, 2009 Edition
- "2009 Sumatra Earthquake", Wikipedia, The Free Encyclopedia, en.wikipedia.org/wiki/2009_Sumatra_earthquakes, 2009

連絡先

TEO CheeHai

Association of Authorised Land Surveyors Malaysia

c/o Geometra Surveys Sdn Bhd

7 Jalan Industri PBP3, Taman Industri Pusat Bandar Puchong

Puchong 47100, Selangor Darul Ehsan

MALASIA

Tel. + 60 3 8068 6188

Fax + 60 3 8068 6199

E-mail: chteo.surveyor@gmail.com

(訳責：馬場義男)